平成３０年度における国立大学法人帯広畜産大学の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

国立大学法人帯広畜産大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第６条の規定に基づき，障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２５年４月２３日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して，平成３０年度における国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

１　障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第２条第４項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達目標については，別紙のとおりとする。

２　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達については，基本方針に即するとともに，次のとおり取り組む。

（１）調達方針の適用範囲

調達方針は，本学の全ての調達に適用するものとし，障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（２）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては，予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ，法の趣旨に基づいて，国立大学法人帯広畜産大学会計規則（平成１６年４月８日規則第２号）第３５条第１項第６号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど，障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（３）調達実績の報告及び公表の方法

会計年度終了後に，前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を厚生労働大臣に報告するとともに，本学ホームページに公表する。

別紙

平成３０年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

【調達目標】

平成３０年度における障害者就労施設等からの物品等の調達については，調達額が１００千円以上となることを目標とする。

【優先的に調達する物品等】

物品	①事務用品	用紙，封筒，ゴム印　など
	②食料品・飲料品	パン，菓子類，加工食品，飲料　など
	③小物雑貨	衣類，食器類，記念品，清掃用具　など
	④その他の物品	寝具，プランター等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター，チラシ，封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング，リネンサプライ　など
	③清掃・施設管理	清掃，除草作業，施設管理　など
	④情報処理・テープ起こし	データ入力・集計，テープ起こし　など
	⑤その他のサービス・役務	袋詰，梱包，分類作業　など

※本表以外の物品等についても，障害者就労施設等からの調達が可能なものについては，積極的に調達するよう努める。

【その他】

調達先の分類については，文部科学省で定める障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の分類を準用する。